

## ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る 暫定排水基準見直しについて



2019年5月8日に環境省で中央環境審議会水環境部会が開催され、2019年6月末に適用期限を迎えるほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準見直しについて審議が行われました。

2001年7月にほう素、ふっ素、硝酸性窒素等において一般排水基準が設定されましたが、その時点で直ちに基準を達成することが困難であると認められた40業種について、暫定排水基準が設定されています。その後、3年ごとの見直しを経て、現在は12業種について暫定排水基準が適用されています。

2019年2月に行われた水環境部会では暫定排水基準値案が出され、得られた意見を基に検討された案について、同年3月にはパブリックコメントが行われました。

そして、今回の部会では、各業種における暫定排水基準値がまとめられました。

その内容としては、暫定排水基準が設定されている12業種のうち、うわ薬製造業(うわ薬瓦製造の用に供するもの)のほう素とうわ薬製造業(ほうろううわ薬製造業)のほう素、ふっ素と貴金属製造・再生業のほう素については、一般排水基準へ移行となっています。

また、貴金属製造・再生業と酸化コバルト製造業とジルコニウム化合物製造業とモリブデン化合物製造業の硝酸性窒素等については、変動状況から暫定排水基準が引き下げられます。残る業種・項目については、暫定排水基準値を強化または現行のまま延長(期限は2022年6月末まで)となっています。

今後は6月に改正省令の公布、7月1日から施行となります。

当社では、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等を始め、多くの排水項目の分析についても長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度お問い合わせ下さい。

資料 [2019年5月8日付 環境省中央環境審議会水環境部会資料](#)

環境検査箇所 鶴谷佳代

The Knights of Environmental Science PCB廃棄物を保管するお客様へ  
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2  
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817  
URL: www.knights.co.jp

保管・処分の状況および高濃度PCB使用製品の廃棄見込みについての届出をお忘れなようご注意ください。

期日は6月30日まで、届出先は管轄する都道府県市の長です。  
<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR07005.pdf>

